

関市ＳＳ過疎地対策計画策定業務仕様書

1 業務名

関市ＳＳ過疎地対策計画策定業務委託

2 業務目的

近年の人口減少や自動車の燃費向上、電気自動車の普及を背景としたガソリン等の需要量減少、またＳＳ（サービスステーション）事業者の高齢化、後継者難によりＳＳが減少し、全国でＳＳ過疎地（ＳＳ数が３か所以下、または最寄りＳＳまでの道路距離が１５ｋｍ以上のエリアが存在する市町村）が増加している。本市もＳＳ過疎地に指定されており、今後のエネルギー供給について、住民や事業者の利便性低下が懸念されている。

本業務は、本市におけるＳＳの設置状況やＳＳ事業者の事業継続の動向、社会情勢の変化に伴う今後のエネルギー需要量を把握し、市内住民の生活基盤の確保及び市内事業者の安定的な事業継続のための対策を総合的、計画的に推進するため、関市ＳＳ過疎地対策計画を策定するものである。

3 業務期間

契約締結日から令和７年１２月２６日（金）まで

4 業務内容

（１） 計画準備

業務着手後、速やかに業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成し、本市の承認を得るものとする。

（２） 基本的事項の整理

計画策定の背景や目的、対象範囲について整理を行う。また、近年のＳＤＧｓの推進や自動車産業界の技術の進歩、さらには暖房機器を初めとした家電製品の需要状況等を踏まえ、国や県におけるエネルギー政策の動向や方針について整理を行う。

（３） 現状の整理

本市内の地域ごとに、概況や人口・産業の状況、また燃料供給体制の現状について整理を行う。収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。なお、地域とは、本市が平成１７年２月に市町村合併する直前の行政区域をいい、以下同様とする。

ア 自然条件

地勢概要、気象等

イ 経済的条件

事業所・就業者数の状況、各産業の動向等

ウ 社会的条件

人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）

エ 燃料供給体制

市内ＳＳ事業者数、市内及び隣接市町のＳＳの位置、地域ごとの最寄り
ＳＳまでの距離

(4) 燃料需要及びニーズの把握

ア アンケート調査及びヒアリング調査の実施

燃料需要の現況を把握するため、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。調査手法（目的、項目、件数、調査方法）については、受託者の提案に基づき本市担当課と検討の上決定することとするが、本市の施策に対するニーズ等を把握するために効率的かつ効果的な調査手法を提案すること。アンケート調査における市と受託者の分担については、受託者と自治体で協議の上決定する。ただし、アンケート郵送料をはじめとした調査費用は、受託者の負担とする。

イ アンケート調査及びヒアリング調査の分析

調査実施後、調査結果の集計・分析を行い、本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。

(5) 将来的な燃料需要量の把握・分析

現時点での燃料供給体制、燃料需要量に加え、将来の人口推計、社会情勢の変化を踏まえた将来的な燃料需要量の推計を算出する。推計手法については、受託者の提案に基づき本市担当課と検討の上決定することとするが、本市の地域特性に合わせた推計手法を提案すること。ただし需要量の推計値は、５年ごとに算出し、２０年後までを算出するものとする。

(6) 燃料安定供給のための方策

(2) から (5) の結果をもとに、本市の将来的な燃料安定供給のための方策を検討する。

地域ごとの燃料供給拠点の必要性及び施設規模・形態、また課題などについて提案する。燃料供給拠点の運営方策については、地域住民や事業者の利便性、緊急時対応、運営体制、収支試算など、総合的に検討し提案するものとする。

(7) 計画書及び計画概要版の提出

前項までの結果をとりまとめ、「関市ＳＳ過疎地対策計画」として提出する。また、計画の概要を示した「関市ＳＳ過疎地対策計画概要版」をあわせて提出する。計画書には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。

(8) 業務報告書の提出

本業務の実施結果を業務報告書としてとりまとめ、提出する。

(9) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間・納品時の計３回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。なお、打合せ協議の内容は、受託者が取りまとめを行うこと。

5 委託金額（上限額）

金 9,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

6 業務実施体制

- （１） 本仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて本業務を実施すること。
- （２） 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。
- （３） 受託者は、本業務の実施に当たっては本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- （４） 受託者は、本業務の全部又は本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （５） 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

また、当該委託の相手先を関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

7 手続書類及び成果品の提出

- （１） 業務着手にあたり、以下の書類を提出し本市の承認を得るものとする。
 - ア 業務計画書（業務概要、業務体制、組織図等を含む。）
 - イ 業務工程表
- （２） 業務が完了したときは、業務完了届及び成果品を提出するものとする。なお、本業務の成果品は、以下のとおりとする。
 - ア 業務報告書
 - イ 関市SS過疎地対策計画
 - ウ 関市SS過疎地対策計画概要版
 - エ 上記ア、イ、ウの電子データ（CD-R）等
 - オ その他、関連資料
- （３） その他、必要に応じて本市より手続書類の提出を求めることがある。

8 留意事項

- （１） 受託者は、本業務の実施に際し、本市の指示があった場合には、その意図や目的を十分に理解した上で、速やかに対応すること。
- （２） 業務実施にあたっては、都度、本市と連絡、打合せを行い進捗状況の共有や業務実施の方向性の確認などを実施すること。

また、主要な打合せには業務管理者が出席することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、本市へ提出すること。
- （３） 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用し、第三者に開示し又は漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- （４） 本業務の成果物及び関連資料等に関する著作権、知的財産権等の権利は本市に帰属するものとする。

- (5) 本業務において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、本市と協議のうえ決定することとする。